

議事日程第 1 4 号

平成 2 8 年(2016年)招集大阪狭山市議会定例会 9 月定例会議会議事日程
平成 2 8 年 (2 0 1 6 年) 9 月 1 日午前 9 時 3 0 分開議
議会期間 (平成 2 8 年 9 月 1 日から同月 3 0 日まで 3 0 日間)

| | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 発議第 1 8 号 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 発議第 1 9 号 | 常任委員の選任について |
| 日程第 3 | 議案第 5 1 号 | 教育委員会の委員の任命について |
| 日程第 4 | 議案第 5 2 号 | 平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市一般会計歳入歳出 決算認定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 3 号 | 平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市国民健康保険特別 会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 議案第 5 4 号 | 平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市下水道事業特別会 計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 議案第 5 5 号 | 平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市土地取得特別会計 歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 議案第 5 6 号 | 平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市介護保険特別会計 (事業勘定)歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 議案第 5 7 号 | 平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 8 号 | 平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市東野財産区特別会 計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 9 号 | 平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市池尻財産区特別会 計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 0 号 | 平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市水道事業会計決算 認定について |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 1 号 | 大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用に関する条例の一部を改正する条例について |

| | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 4 | 議案第 6 2 号 | 大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 5 | 議案第 6 3 号 | 平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 5 号)について |
| 日程第 1 6 | 議案第 6 4 号 | 平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 1 号)について |
| 日程第 1 7 | 議案第 6 5 号 | 平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市土地取得特別会計補正予算(第 1 号)について |
| 日程第 1 8 | 議案第 6 6 号 | 平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 1 号)について |
| 日程第 1 9 | 議案第 6 7 号 | 平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第 1 号)について |
| 日程第 2 0 | 議案第 6 8 号 | 平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市半田財産区特別会計補正予算(第 1 号)について |
| 日程第 2 1 | 議案第 6 9 号 | 平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市水道事業会計剰余金の処分について |
| 日程第 2 2 | 報告第 4 号 | 平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市健全化判断比率の報告について |
| 日程第 2 3 | 報告第 5 号 | 平成 2 7 年度(2015年度)大阪狭山市資金不足比率の報告について |
| 日程第 2 4 | 報告第 6 号 | 平成 2 7 年度(2015年度)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算報告について |
| 日程第 2 5 | 請願第 5 号 | 新池(ため池)太陽光発電事業中止を求める請願について |
| 日程第 2 6 | 請願第 6 号 | 障がい者日常生活用具給付対象に埋込型人工鼻を追加することを求める請願について |

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

平成28年(2016年)9月1日提出

大阪狭山市議会議長 片岡由利子

記

13番 山本尚生

14番 松尾巧

発議第 19 号

常任委員の選任について

大阪狭山市議会委員会条例（昭和 29 年大阪狭山市条例第 11 号）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり常任委員を選任されたい。

平成 28 年(2016年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市議会議長 片岡 由利子

記

予算決算常任委員 12 人

議案第51号

教育委員会の委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

平成28年(2016年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市狭山三丁目2431番地

氏 名 田 川 宜 子

昭和46年3月17日生

議案第52号

平成27年度(2015年度)大阪狭山市一般会計歳入
歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成27年度(2015年度)大阪狭山市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年(2016年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第53号

平成27年度(2015年度)大阪狭山市国民健康保険
特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定につい
て

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成27年度(2015年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年(2016年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第54号

平成27年度(2015年度)大阪狭山市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成27年度(2015年度)大阪狭山市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年(2016年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 55 号

平成 27 年度(2015 年度)大阪狭山市土地取得特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度(2015 年度)大阪狭山市土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年(2016 年)9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第56号

平成27年度(2015年度)大阪狭山市介護保険特別
会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成27年度(2015年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年(2016年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 57 号

平成 27 年度(2015年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度(2015年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年(2016年)9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第58号

平成27年度(2015年度)大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成27年度(2015年度)大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年(2016年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 59 号

平成 27 年度(2015年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度(2015年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年(2016年)9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第60号

平成27年度(2015年度)大阪狭山市水道事業会計
決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成27年度(2015年度)大阪狭山市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年(2016年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第61号

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用に関する条例の一部を改正する
条例について

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出す
る。

平成28年(2016年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年大阪狭山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名中「個人番号の利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第1条中「個人番号の利用」の次に「及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1に次のように加える。

| | |
|---------|-------------------------------|
| 5 教育委員会 | 児童生徒の就学援助に関する事務であって規則で定めるもの |
| 6 教育委員会 | 特別支援教育の就学奨励に関する事務であって規則で定めるもの |
| 7 教育委員会 | 私立幼稚園の就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

| | | | |
|--------|----|--------|--------|
| 情報照会機関 | 事務 | 情報提供機関 | 特定個人情報 |
|--------|----|--------|--------|

| | | | |
|---------|-------------------------------|----|---------------------------------------|
| 1 教育委員会 | 児童生徒の就学援助に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 2 教育委員会 | 特別支援教育の就学奨励に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 3 教育委員会 | 私立幼稚園の就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日の前日までににおけるこの条例による改正後の大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第1条及び第5条第1項の規定の適用については、同規定中「第19条第10号」とあるのは「第19条第9号」とする。

議案第 6 2 号

大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例に
ついて

大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 2 8 年(2016年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市市税条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市市税条例(昭和40年大阪狭山市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第32条」の次に「、第41条の8第1項」を加え、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第28条の7第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)」を「第41条の8第1項の申告書」に改め、同条第3号中「第28条の7第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)」を「第41条の8第1項の申告書」に改め、同条に次の2号を加える。

第28条の7第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

第28条の7第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第23条の3第1項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額が

ら当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（施行令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第23条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が寄せられた日までの期間

当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が寄せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が寄せられた日までの期間

第28条の7第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。))である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第28条の8第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。))である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額

更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

附則第3条から第3条の3までを次のように改める。

第3条及び第3条の2 削除

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条の3 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第5条の3中第6項を第11項とし、第5項を第10項とし、第4項の次に次の5項を加える。

- 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第27条の4第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第27条の4第1項」を「附則第27条の5第1項」に改め、同項第2号中「、附則第3条の4第1項、附則第3条の6第1項及び附則第3条の7第1項」を「並びに附則第3条の4第1項、第3条の6第1項及び第3条の7第1項」に、「附則第27条の4第1項」を「附則第27条の5第1項」に改め、同項第3号中「附則第27条の4第1項」を「附則第27条の5第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等

に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第27条の4第1項」を「附則第27条の5第1項」に改め、同条第3項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第27条の4第3項」を「附則第27条の5第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第3条の4第1項、第3条の6第1項及び第3条の7第1項」を「並びに附則第3条の4第1項、第3条の6第1項及び第3条の7第1項」に、「附則第27条の4第3項」を「附則第27条の5第3項後段」に改め、「、第18条の8第1項中「第17条第4項」とあるのは「附則第27条の4第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第27条の4第3項」を「附則第27条の5第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に改め、「申告不要特定配当等に係る」の次に「利子所得の金額若しくは」を加え、同項第4号中「附則第27条の4第3項」を「附則第27条の5第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第27条の4第3項」を「附則第27条の5第3項前段」に改め、同条を附則第27条の5とし、附則第27条の3の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第27条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第17条及び第18条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第27条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

第18条の5から第18条の7まで、第18条の8第1項並びに附則第3条の4第1項、第3条の6第1項及び第3条の7第1項の規定の適用については、第18条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の6第1項前段、第18条の7、第18条の8第1項並びに附則第3条の4第1項、附則第3条の6第1項及び附則第3条の7第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

第18条の9の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第27条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

附則第2条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第27条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に

規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第17条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第18条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第19条第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第19条の2第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第27条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

第18条の5から第18条の7まで、第18条の8第1項並びに附則第3条の4第1項、第3条の6第1項及び第3条の7第1項の規定の適用については、第18条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の6第1項前段、第18条の7、第18条の8第1項並びに附則第3条の4第1項、第3条の6第1項及び第3条の7第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

第18条の9の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とある

のは「若しくは山林所得金額又は附則第27条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

附則第2条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第27条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年大阪狭山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「、新条例」を「、市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第10条第3号の項中「第28条の7第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、「第56条第1項」を「第41条の8第1項の申告書、第56条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1条中第10条（「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加える部分及び同条に2号を加える部分に限る。）第23条の3、第28条の7、第28条の8及び附則第27条の4の改正規定並びに附則第27条の3の次に1条を加える改正規定、第2条の規定並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日

第1条中附則第3条の3の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

第1条中附則第5条の3の改正規定 公布の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)第23条の3第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第23条の3第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第3条の3の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第28条の7第5項及び第28条の8第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第28条の7第3項又は第28条の8第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例附則第27条の4の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の属する年の翌年1月1日(施行日が平成29年1月1日である場合には、同日)以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第5条の3第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例附則第5条の3第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第5条の3第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成

29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第5条の3第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第5条の3第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第63号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市一般会計補正
予算(第5号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第5号)を別案のとおり提出する。

平成28年(2016年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第64号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市国民健康保険
特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)につ
いて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成28年(2016年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第65号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市土地取得特別
会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市土地取得特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成28年(2016年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第66号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市介護保険特別
会計(事業勘定)補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成28年(2016年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第67号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成28年(2016年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第68号

平成28年度(2016年度)大阪狭山市半田財産区特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市半田財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成28年(2016年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

平成 27 年度(2015年度)大阪狭山市水道事業会計
 剰余金の処分について

平成 27 年度(2015年度)大阪狭山市水道事業会計で生じた剰余金の処分を下記のとおり行うことについて、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年(2016年)9月 1 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

平成 27 年度大阪狭山市水道事業会計剰余金処分計算書

(単位：円)

| | 資本金 | 資本剰余金 | 未処分利益剰余金 |
|--------------|---------------|-------------|--------------------------|
| 当年度末残高 | 2,727,272,754 | 232,301,548 | 210,669,206 |
| 議会の議決による処分数額 | 100,000,000 | 0 | 100,000,000 |
| 事業規模の変更 | 100,000,000 | 0 | 100,000,000 |
| 減債積立金 | 0 | 0 | 0 |
| 建設改良積立金 | 0 | 0 | 0 |
| 処分後残高 | 2,827,272,754 | 232,301,548 | (繰越利益剰余金) 110,669,206 |

この計算書における 表記は、減少を示すものです。

平成 27 年度(2015年度)大阪狭山市健全化判断比
率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 27 年度(2015年度)大阪狭山市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

平成 28 年(2016年)9月 1 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

(単位：%)

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|-----------|-----------|-----------------|-----------|
| (13.10) | (18.10) | 5.6 (25.0) | (350.0) |

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「 」を記載している。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載している。

平成 27 年度(2015年度)大阪狭山市資金不足比率
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 1 項の規定により、平成 27 年度(2015年度)大阪狭山市資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

平成 28 年(2016年)9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

| 会計の名称 | 資金不足比率(%) |
|-----------|-----------|
| 水道事業会計 | |
| 下水道事業特別会計 | |

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「 」を記載している。

平成 2 7 年度(2015年度)公益財団法人大阪狭山市
文化振興事業団事業会計決算報告について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、平成 2 7 年度(2015年度)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算について別紙のとおり報告する。

平成 2 8 年(2016年)9月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人



平成28年5月31日

大阪狭山市市議会議長 片岡 由利子 殿

『新池（ため池）太陽光発電事業』に関する請願書

請願者 大阪狭山市狭山五丁目

新池周辺住民

狭山5丁目2260-19

村田吉彦

紹介議員

TEL

松尾 巧

請願理由

平成28年5月9日、市による「新池太陽パネル設置工事に関する説明会」が開かれましたがこれは、市が自主的に行ったものではなく、住民が要請してようやく実現したものでした。

「金剛コミュニティ」で、新池太陽光パネル設置工事の計画が進んでいる事を知り、3月中旬に戸建住民にも説明会をして欲しいと伝えましたが、一か月連絡は無く、レークハイツ・南海狭山コーポ等で説明会が複数回行われている事を知り、4月20日、再度市役所へ出向き説明会を要請し、4月25日ようやく市から連絡があり、説明会に至りました。

説明会の案内で初めて、新池での太陽光発電事業計画を知った住民もおおり、池のすぐ側で生活している戸建住民がないがしろにされたと感じるのは否めず、市の進め方への不信感は拭えません。

また、説明会での市の説明も納得出来るものではありませんでした。住宅に囲まれたため池での例やデータの開示はなく、問題が発生した場合の責任の所在も曖昧で、書面には出来ないとの事でした。

自然環境・景観の破壊だけでなく人の心身にまで悪影響を及ぼす可能性が考えられる為、住民としては合意出来るものではありません。

請願事項

- ・新池周辺住民の理解と同意を得られない太陽光発電事業は、中止して頂きたい。



請 願 書

平成28年8月5日

障がい者日常生活用具給付対象に埋込型人工鼻を追加することの請願

大阪狭山市議会議長 片岡由利子様

紹介議員

鳥山 健
北 好雄
丸山 高彦
松井 厚祐
小原 一浩
上谷 元忠

請願者 NPO 法人 悠声会 関西支部
神戸市西区美賀多台7-22-22
支部長 伊藤文博
TEL [REDACTED]

松尾 巧
薦田 育子
西野 滋寿

【請願要旨】

喉頭がんや下咽頭がん等の手術で喉頭を摘出すると、声帯を喪失して失声します。現役世代ではがん手術に加え会話ができなくなることで失業したり、コミュニケーションに必要な声を失うことで精神的及び体調不良につながるなど日常生活にも支障を及ぼしています。

声を取り戻す方法の一つとして喉元に電気式器具を当てて振動で発声する方法がありますが、電子音で抑揚のない口調になり騒音や衆人の中では聞き取りが難しいと言われています。

そこで、日本ではまだ知らない人が多いのですが、より自然な発声を可能とする「気管食道シャント法」が、欧米などでは主流となっており、近畿大学附属病院（大阪狭山市）でも平成27年7月に初症例として手術に成功しています。

「気管食道シャント法」は、「ボイスプロテゼ」と呼ばれるシリコン製の短いチューブを気管と食道の連結路部（シャント）に留置します。

そして、ここを通して呼気を食道内側に引き込み、食道内の粘膜を振動させて声を出す仕組みです。少しの訓練で日常会話程度の発話が可能になります。

発声の際、永久気管孔を指などで密閉する必要がありますが、埋込型人工鼻と呼ばれる器具を使うことで密閉がより確実・容易となり、発声がしやすくなります。

また、埋込型人工鼻は発声だけではなく、気管や肺の保護の上で極めて重要な役割を果たし、気管や肺の重篤な疾病を起こしがちな喉頭摘出者が健常者に近い日常生活を送るために大きな効果があります。

(すでに、約 80 以上の自治体で支給が行われていることからその安全性や実効性が担保されています。)

使用には、永久気管孔の周囲にアドヒーズというシールを肌に貼りつけて埋込型人工鼻を装着します。この附属品が 2 日程度で汚れて交換する必要があります。

気管食道シャント法の手術を受けた患者は、がん手術後も定期的な治療や器具の調整等で通院が続きます。

こうした治療費は、国保などの保険が適用されますが、人工鼻等維持に月額 20,000 円以上の消耗品（人工鼻、アドヒーズ、ブラシ、粘着剤等）が必要であり、年金生活者ならずとも経済的な負担が大きく厳しい生活状況が続きます。それ故、「声が出せる喜び」よりも継続的な費用負担が術後の不安となることで手術自体に踏み切れない方が多くいます。

更生医療として、18 歳以上の身体障害者の日常生活能力や職業能力の回復・改善のために医療給付がなされていますが、その障害が永続するも、確実に治療効果が期待できるにもかかわらず日常生活用具給付の対象外となっています。

つきましては、大阪狭山市障がい者日常生活用具給付対象に埋込型人工鼻を追加されるようお願いいたします。

以上